

災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針

国土交通省「災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針」検討会
令和4年3月31日

【目次】

○はじめに

第1章 災害リスク標識の設置に関する基本的な考え方

第2章 災害リスク標識の種類と内容

第3章 災害リスク標識の設置計画

第4章 災害リスク標識の周知

第5章 災害リスク標識の活用と防災教育との連携

第6章 関係機関との連携、支援措置等

○はじめに

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号の災害として規定されている豪雨、豪雪、洪水などの異常な自然現象は、予測技術の進歩に伴い、いつどこでどのような異常な自然現象が発生するのかが、事前に住民等に周知できるようになってきた。従って、居住地や滞在先における水災害などの災害リスクを事前に周知しておけば、災害発生時において自らの命を守る適切な行動をとっていただくことができると考えられる。

災害リスクの事前周知に関しては、例えば浸水リスクについて、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第3項においては、市町村長が浸水リスクなどを住民、滞在者その他の者に周知させるための必要な措置を講じなければならないと定められており、その手段として、インターネットによる周知を基本としつつ、ハザードマップの配布や閲覧、掲示板の活用等により周知を図るものとされているほか、「まるごとまちごとハザードマップ」の実施に努めることとされている。

こうしたことを踏まえ、国土交通省では、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト【第2弾】（令和3年9月）」、主要施策第9「わかりやすい情報発信の推進」の施策として、災害リスクの標識の設置・活用の促進のための基本方針を作成することとなった。

この基本方針では、国土交通省が関係する災害リスクの種別、注意及び避難に関する情報を与える標識（以下「災害リスク標識」という。）の設置及び活用について、統一的な考え方を示し、災害リスク標識の設置者（設置後に引渡し等があった場合には引渡しを受けた者。以下「標識設置者」という。）による設置及び活用が円滑に進むことを期するものである。本基本方針に基づき、関係者が災害リスク標識の設置及び活用に積極的に取り組まれることを期待する。

第1章 災害リスク標識の設置に関する基本的な考え方

(1) 設置目的の設定

標識設置者は、災害リスク標識を設置する場合、災害リスクの種類に応じて、災害リスク標識によって知らせる内容に関し、設置目的をあらかじめ決めておく。なお、災害リスク標識とは、災害リスクの種別、注意及び避難に関する情報を与える標識をいう。

目的は、例えば、過去に発生した浸水被害に対し、再度同規模の災害が発生しても、住民が逃げ遅れないようにするなどが考えられる。

(2) 個々の災害リスク標識の目標設定

災害リスク標識は、設置目的が達成できるように個々の災害リスク標識に目標を定めて配置することが望ましい。

目標は、例えば、災害リスクの有無だけ伝えるのか、災害リスクの詳細も伝えるのか、さらには災害発生時の避難場所も伝えるのかといった伝えるべき内容について定めるとともに悪天候時や夜間の視認性をどこまで確保するのかといったことを気象条件、地域特性、地理特性、空間特性等の設置する環境を踏まえて定めることが望ましい。

(3) 災害リスク標識の設置の標準

災害リスク標識の規格・表示内容・設置場所等に関し、住民や滞在者など災害リスク標識により災害リスクを知っていただく対象者（以下「周知対象者」という。）に効率的、効果的に伝えることができるように、災害リスク標識の設置にあたっては、以下を標準とする。

① 設置する災害リスク標識の規格（図記号等、文字書体、文字の大きさ、暗闇対策）は、日本産業規格「災害種別避難誘導標識システム」（JIS Z9098）に従うものとする。

② 例えば、浸水想定区域であることを伝えるためには、浸水想定区域の始終点と主要な中間地点に設置し、また、過去に浸水被害が発生した区域であることを伝えるためには、人的被害の発生場所に設置するなど、設置目的が達成できるように設置場所を定める。

また、周知対象者に伝えるにあたり QR コードが活用できる場合にこれを付記するなど、WEBにより詳細情報を確認することができる措置を講ずることが望ましい。

(4) 災害リスク標識の記録簿の作成・保管・共有

標識設置者は、個々の災害リスク標識の設置者名、種類、形状、設置場所、設置年月日、設置目的・目標、その他管理及び活用方法を記載した災害リスク標識の記録簿を作成し、これを保管するとともに、設置場所の地方公共団体等と共有するものとする。

(5) 災害リスク標識の周知

標識設置者は、災害リスク標識を設置した場合、周知対象者に対し、地方公共団体と協力してその周知に努めるものとする。

(6) 防災に関する計画への位置づけ

災害リスク標識の設置が計画的に実施されるよう、第4章に定める「設置計画」をあらかじめ作成しておくことが望ましく、設置計画を作成した場合には、地域防災計画その他の防災に関する計画に位置づけておくことが望ましい。

(7) その他の留意事項

災害リスク標識に記載する情報は専門用語に頼らない平易な表現とすることや、外国人が多く訪れる地域においては多言語により表示することに留意する。

第2章 災害リスク標識の種類と内容

(1) 浸水リスク

浸水リスクを表示する災害リスク標識には、洪水、内水氾濫、高潮及び津波による浸水深を表示するものがある。また、沿岸部や低平地等においては、標高又は海拔を表示することにより浸水リスクを伝える災害リスク標識もある。表示する浸水深は、想定される浸水深又は実際に発生した浸水被害に基づく浸水深が考えられる。

(2) 土砂災害リスク

土砂災害リスクを表示する災害リスク標識には、土石流、崖崩れ及び地滑りのリスクに関する各種情報や土砂災害のおそれのある区域を表示する災害リスク標識がある。

区域を表示する標識には、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を示すものの他、実際に発生した被害に基づくものが考えられる。

(3) 避難経路

避難経路を表示する災害リスク標識には、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）を表す図記号、避難場所等の名称、避難場所等の方向を表す矢印、避難場所等までの距離、当該避難場所等に適した災害種別図記号等を表示するものとする。

避難場所等との位置関係を表す地図の表示や、想定される災害リスクや周辺環境等を考慮した最適な避難ルートに沿って、分岐点等に重点的に設置するなど、その土地の状況に詳しくない一時滞在者等も迷わず避難できるよう配慮することも重要である。

(4) 避難場所等

災害から避難する場所として、災害による危険が切迫した状況において、生命の安全を確保することを目的とした緊急に避難する際の避難先である「指定緊急避難場所」と、災害の危険性がなくなった後に、自宅が被災された方々や、災害により帰宅が困難となった方々が一時的に滞在することを目的とした施設である「指定避難所」がある。避難場所等において表示する災害リスク標識には、避難場所等を表す図記号、災害種別一般図記号、適不適表示マーク、避難場所等の名称等の情報を表示するものとする。また、指定避難所において表示する災害リスク標識には、

収容人数や備蓄物資等の情報を表示することも有用と考えられる。

(5) 補助的な標識

浸水や土砂災害の災害リスクを表示する際、「簡易な説明」や「数値」等の情報を付した方が目標の達成に有効な場合は、視認性に配慮しつつそれらを表示することも可能とする。

また、浸水深の災害リスクを表示する標識には、当該浸水深の位置に目印を付すと、災害リスクをさらに直感的に認知させることが可能である。ただし、目線より高い位置では認識されない懸念もあるため、目線の高さ付近に標識を設置し、説明を付すなど配慮が必要である。また、子供等の目線と同様の平易な説明を付すことも有用である。

(6) その他留意事項

複数の災害リスクが存在する地点では、それらを組み合わせて表示する標識も考えられる。また、災害リスクと避難経路を同時に表示する標識も考えられる。

この際、情報をむやみに増やしては目標の達成の妨げとなるため、例えば最大の災害リスクの情報の表示に絞るなど、受け手への配慮が必要である。また、上記(1)～(5)を組み合わせて表示する場合も同様である。

第3章 災害リスク標識の周知

(1) 災害リスク標識の周知の意義

住民等に災害リスクを広く知らせ、必要な時に避難し又は安全を確保していただくには、災害リスク標識を設置しただけは十分ではなく、その意味や設置する背景などを十分に周知することが重要である。

特に、子供や高齢者など、災害リスクに対する弱者こそがこれを認知できるように周知することが極めて重要となる。

(2) 学校教育や地域防災活動との連携による周知

災害リスク標識の周知方法は、学校教育においては、学校や教育委員会と協力し、防災教育の授業で総合的な学習として実施する中でその周知ができるようにする。

また、地域防災活動の場において周知する際には、防災教育の副読本等の教本や防災ポータル等のWEBの活用、実際の現地での確認行動、標識設置者との協働活動など、またこれらを組み合わせて、できるだけ多くの子供や高齢者に効果的に周知できるようにする。

(3) 民間活動等の各種取組との連携による周知

地域におけるイベント、祭りの場や企業活動の場など、民間活動等の各種取組との連携を図ることにより、災害リスク標識をより広範に周知できるようにする。

第4章 災害リスク標識の設置計画

(1) 設置計画の策定の意義

災害リスク標識の設置にあたり、統一的な考え方に従って、わかりやすいデザインや効果的な設置場所など必要な事項をあらかじめ規定することにより、周知対象者に効率的、効果的に災害リスク情報を伝えることが重要である。

(2) 設置計画の策定主体及び記載内容

災害リスク標識の設置計画は、標識設置者が単独で又は複数の標識設置者が協力・協働して策定し、設置目的、設置主体、設置範囲・位置などを記載するものとする。

(3) 設置計画の見直し

設置計画策定後に発生した災害により設置目的等の変更が必要となった場合は、速やかに設置計画を見直すものとする。

(4) 設置目的・目標に応じた適切な配置

標識設置の目的を達成できるよう、伝えるべき内容を気象条件、地域特性、地理特性、空間特性等の設置する環境に応じ、それぞれの標識の目標を踏まえて適切に配置する必要がある。

設置目的・目標に応じた適切な配置にあたり、例えば、

①直感的に災害リスクの有無を知らせる

②平常時に災害リスクの詳細（複数のリスク、頻度、程度等）を知らせる

③災害リスクが間近に迫っている際にその危険性と避難場所を知らせる

などにタイプ分けして配置することが考えられる。

第5章 災害リスク標識の活用及び防災教育等との連携

(1) 災害リスク標識の活用の意義

災害リスク標識を設置し周知することにより当該地域に災害リスクがあることを認知することができるようになるが、継続的に認知し続けてもらい災害発生時に効果を十分に発揮するには、災害リスク標識を普段から活用していただくことが重要である。

(2) 災害リスク標識の設置における活用

災害リスク標識を設置する際には、できるだけ多くの住民に認知していただけるよう、住民や民間企業と協働したり、学校教育における防災教育の一環としたりするなど、標識の設置の機会に創意工夫して設置することが望ましい。

(3) 災害リスク標識の維持管理における活用

災害リスク標識を維持管理する際には、継続的に認知し続けてもらうことができるよう、住民や民間企業と協働したり、学校教育における防災教育の一環としたりするなど、日常時にその活

用を図ることができるようにすることが望ましい。

(4) 学校教育との連携

学校教育において、小学校と中学校の学習指導要領に防災教育が位置づけられているため、防災教育に必要な教材へのニーズが高まっていると考えられる。そこで、標識設置者は学校や教育委員会と連携して防災教育における災害リスク標識の活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域防災活動等との連携

地域防災活動の場では、従来から地震や火災などの災害リスクへの対応がその活動として行われてきたところであるが、近年の水災害の多発にともない、水災害リスクに対する活動も行われてきているところである。

このため、今後設置が進められる水災害リスク標識の活用にあたり、地域防災活動や企業活動と連携して実施するよう努めるものとする。

第6章 関係機関との連携、支援措置等

(1) 国による支援

- ・水管理・国土保全局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」による設置計画策定の支援
- ・防災・安全交付金（効果促進事業）の活用による、災害関連標識の設置支援